

# 特別支援教育就学奨励制度のお知らせ

本制度の申請時期は5月下旬～6月頃を予定しておりますが、制度内容及び重要事項（通学費等）について事前にお知らせいたします。申請時期になりましたら、申請書等を配付いたします。**※下記「4. 通学費について」は必ずご確認ください。**

## 1. 特別支援教育就学奨励制度とは

特別支援学級等に在籍又は通級するお子さんの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

※**就学援助制度とは別の制度**となります。本制度と就学援助制度の両制度の利用は可能ですが、重複した費目を受給することはできません。そのため、本制度と就学援助を併用する場合、重複する費目は補助金額の高い就学援助より支給いたします。

※生活保護を受給している方も重複する費目は支給対象外となります。

※就学援助制度の利用をご希望される場合は、**本制度とは別に申請が必要です(就学援助制度は受付を開始しています)**。ご不明な点は、在籍学校にお問い合わせください。

## 2. 対象者について

市内小・中学校の特別支援学級に在籍又は通級する又は通常学級に在籍しているが身体障害者手帳等をお持ち（学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当）等のお子さんの保護者。

## 3. どんな費目が支給されるか

通学費、学校給食費、学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費等の一部等。支給される費目等については世帯の収入金額等（※）により異なります。

支給費目や支給金額等の詳細は、申請時期になりましたら学校を通じてご案内いたします。なお、通級指導教室に通級している方は**通学費のみが支給対象**となります。

（※）裏面記載の「5. 支弁区分の決定について」をご参照ください

## 4. 通学費について **※必ずご確認ください**

本制度を申請いただくと、世帯の収入金額等に応じて通学費の全部または一部を補助いたします。但し、通常の登下校の経路を外れる場合は、その一部の経路が通学経路と同じとなっている場合でも**全区間が支給対象外**となります。また、デイサービスを利用した場合も**支給対象外**となります。デイサービスの利用状況に関して各学校の事務担当者まで必要に応じてご連絡いただくようにご協力をお願いいたします。

通学費の支給金額の上限は1日当たり『①自宅⇄在籍校』の1往復に要する経費となります。また、通級指導教室通級者は『②自宅⇄通級校』、『③在籍校⇄通級校』、『④自宅⇒通級校⇒在籍校』、『⑤在籍校⇒通級校⇒自宅』のいずれかの区間で要する経費となります。なお、通学費は最も経済的な経路を利用する等の注意点がございいますので、**制度申請前ではございますが、裏面をご確認の上ご対応くださいますようお願いいたします。特に公共交通機関を利用される場合は定期券の写しやIC定期券内容控が必要**となりますので、ご注意ください。

裏面あり

## ●自家用車を利用される場合

年度により定められたガソリン単価（車種により変動）を用いて、自宅から学校までの通学距離に乗じて算出された金額を登下校の回数分支給いたします。通学距離は原則として最も経済的な経路での計測となります。なお、保護者の通勤途中等に児童生徒を学校へ送迎する場合は支給対象外となりますのでご注意ください。

## ●公共交通機関を利用される場合

### ①特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者様

原則として最も経済的な経路の定期券をご購入ください。運賃割引の適用を受けられる場合は、極力ご活用いただきますようご協力をお願いいたします。また、夏休み期間中は支給対象外となりますので、【4月～9月】は3ヶ月・1ヶ月・1ヶ月定期を、【10月～3月】は6ヶ月定期をご購入くださいますようご協力をお願いいたします。その他、学期定期券等のより効率的な購入方法がある場合は、その方法によりご購入をお願いいたします。なお、定期券の写しやIC定期券内容控を学校へご提出いただけない場合は、通学費の支給ができませんのでご注意ください。

※8月を含む6ヶ月定期券等を購入された場合は、8月分を除いた5ヶ月分のみが支給対象となりますのでご注意ください。

※IC定期券内容控は『名前・期間・乗車区間運賃・割引の有無』が確認できるものになります。領収書だけでは上記内容が確認できませんのでご注意ください。

### ②通級指導教室に通級されている児童生徒の保護者様

原則として最も経済的な経路での支給となります。通級校で把握している通学経路で支給する通学費を算出いたします。

## 5. 支弁区分の決定について

支弁区分は前年中の収入状況を基に各世帯の控除額（社会保険料、生命保険料等）及び各世帯の年齢構成等（小・中学校に在籍、特別支援学級に在籍等）によって異なる生活保護基準額を用いて算出し支弁区分Ⅰ～Ⅲを決定いたします。下表は支弁区分Ⅰ又はⅡとなる目安としてご参考ください。なお、支弁区分Ⅰ又はⅡと支弁区分Ⅲで支給される費目・金額が変わります。

### ●支弁区分Ⅰ又はⅡの場合 ※支弁区分ⅠとⅡでは支給金額・費目に差はありません。

様々な費目（学校給食費、通学費、修学旅行費等）で実費の半額又は実費の全額が支給されます。費目により支給上限金額があるものと、実費の満額が支給されるもの等がありますので、詳細は申請時期に改めてご案内いたします。

### ●支弁区分Ⅲの場合

通学費・職場実習交通費・交流及び共同学習交通費の3費目のみ支給されます。支給金額は実費の半額となります。

<支弁区分Ⅰ又はⅡとなる目安>

世帯の人数	世帯構成	総収入額（総所得金額から換算）
2人	42歳、13歳	約482万円
3人	40歳、35歳、8歳	約621万円
4人	45歳、41歳、15歳、10歳	約794万円
5人	46歳、38歳、15歳、8歳、3歳	約887万円
6人	40歳、35歳、11歳、9歳、7歳、6歳	約981万円